十六　四年旧効力措置法第六十八条の七十、第六十八条の七十一（第十項から第十三項までを除く。）、第六十八条の七十二から第六十八条の七十六の二まで、第六十八条の七十八（第四項及び第十二項を除く。）、第六十八条の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）、第六十八条の八十、第六十八条の八十一、第六十八条の八十四及び第六十八条の八十五の規定

十七　四年旧効力措置法第六十八条の九十四から第六十八条の九十六まで、第六十八条の九十八（第六項から第九項までを除く。）、第六十八条の九十九から第六十八条の百一まで、第六十八条の百二（第十二項を除く。）、第六十八条の百三及び第六十八条の百四の規定

第五条第一項中「又は連結事業年度」を削り、同条第二項中「若しくは連結所得の金額」を削る。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部改正）

**第十三条**　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表第二号の項中

| | |
|---|---|
| 「施行令第三十九条の十二の二第一項第一号 | 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十条第一項第一号 |
| に掲げる更正決定 | 又は第六十八条の八十八第二十八項第一号に掲げる更正決定 |

を

| | |
|---|---|
| 「施行令第三十九条の十二の二第一項第一号 | 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十条第一項第一号 |

に改め、

「又は第六十八条の八十八第一項」を削り、同表第三号の項中

| | |
|---|---|
| 「施行令第三十九条の十二の二第一項第三号 | 外国居住者等所得相互免除法施行令第三十条第一項第三号 |
| に掲げる更正決定 | 又は第六十八条の八十八第二十八項第三号に掲げる更正決定 |

を

| |
|---|
| 「施行令第三十九条の十二の二第一項第三号 |

に改める。

第十七条の表第二号の項中「、法第六十七条の十八第十三項」を「若しくは法第六十七条の十八第十三項」に改め、「若しくは法第六十八条の百七の二第十三項において準用する法第六十八条の八十八第二十八項第一号」を削り、同表第三号の項中「若しくは法第六十八条の百七の二第十三項において準用する法第六十八条の八十八第二十八項第三号」を削る。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第十四条**　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年財務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十三項第二号中「連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人」とする。

（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

**第十五条**　減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十四年財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号ロ中「の前事業年度又は前連結事業年度」の下に「（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（ロにおいて「旧法人税法」という。）第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。ロにおいて同じ。）」を、「連結所得」の下に「（旧法人税法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。）」を加える。

（平成二十八年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

**第十六条**　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二号中「連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人」とする。